

長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託 企画提案評価要領

1 目的

この要領は、長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託公募型プロポーザル方式実施公告第6の規定により応募があった提案を審査し、その業務を委託する候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。
て定める。

2 企画提案評価会議の設置

上記1の受託候補者を選定するために「長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託企画提案評価会議」（以下「評価会議」という。）を設置する。

3 評価会議の構成

- (1) 評価会議は、別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 評価会議の座長は、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課長とする。また、座長代理はこども・家庭課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 座長代理は、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は、座長が招集し、座長を議長とする。
- (5) 評価会議において、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 構成員の参加が評価会議に出席できない場合は、当該構成員が指定する代理人による出席も可とする。
- (7) この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 評価方法

評価方法については、別に定める。

長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託 評価方法

1 評価の概要

- (1) 評価は、長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託企画提案評価要領に定める企画提案評価会議の構成員（以下「構成員」という。）により行う。
- (2) 評価は、提案書の書面審査を行い、受託候補者1者を選定する。
- (3) 評価は、過半数の構成員により評価により成立するものとする。

2 評価対象

提案書及び添付書類を参考に評価する。

3 評価の観点

- (1) 業務実施方針
- (2) 実施計画
- (3) 実施体制
- (4) 個別業務の実施方法
- (5) その他

4 評価方法

(1) 評価

各構成員は、「2 評価対象」に対して「3 評価の観点」により、次の5の項目について評価を行う。

ア 業務実施方針

基本的な取組姿勢

イ 実施計画

業務フロー、実施スケジュール

ウ 実施体制

(ア) 体制・設備（人員・連絡体制・設備など）

(イ) 専門性・能力（資格・実績・成果）

(ウ) 個人情報保護（個人情報の取り扱い方法）

エ 個別業務の実施方法

(ア) 文書催告（方法・手順・記録など）

(イ) 電話催告（方法・手順・記録など）

(ウ) 支払方法等の相談業務（方法・手順・記録など）

(エ) 集金及び入金業務（方法・手順・記録など）

(オ) 連帯借受人、連帯保証人への催告業務（方法・手順・記録など）

(カ) 報告・連絡事務（方法・手順・記録など）

(キ) 分納管理事務（方法・手順・記録など）

(ク) 問い合わせ対応（方法・手順・記録など）

オ その他

(ア) 成功報酬率（消費税及び地方消費税は含まない）

(イ) その他（事業実施に関する創意工夫）

(2) 採点

別添「評価項目及び評価基準」を用いて行い、各項目の評価内容に基づき、基礎項目と加算配点の合計 100 点により、各評価委員が評価する。

- | | |
|--------|---|
| ア 基礎項目 | 評価は「適」・「否」のどちらかを記入
(1 つでも「否」がある場合は、失格となる。全て「適」となった場合のみ「イ」の評価に移る) |
| イ 加算区分 | 評価は「A」優れている（加算係数 1.0）、「B」普通（加算係数 0.5）、「C」劣っている（加算係数 0） |
| ウ 加算配点 | 加算区分毎の配点 |
| エ 評価点 | 「イ」加算区分（A・B・C 加算係数）×「ウ」加算配点 |

5 選定方法

- (1) 各審査委員が行った採点を総計し、最も得点の高い者を受託候補者として選定する。
- (2) 最も得点の高い者が複数となった場合は、その中から各審査委員の意見を聴取し踏まえた上で、座長の判断により受託候補者を選定する。
- (3) 各構成員の合計点数の総計が 5 割未満の場合は、選定しないものとする。

別紙

構成員の構成

所属名	職 名	備 考
こども・家庭課	課 長	座長
こども・家庭課	企画幹兼課長補佐	座長代理
こども・家庭課	家庭支援係長	
こども・家庭課	保育係長	
こども・家庭課 児童相談・養育支援室	室長	
こども・家庭課 児童相談・養育支援室	企画幹兼課長補佐	